

京都市集会所新築等補助金交付制度について

1 趣 旨

住民の福祉の向上及び地域社会の活性化を図るため、自治会・町内会等（以下「自治会等」という。）が行う集会所の新築、増築、改築または修繕（以下「新築等」という。）に要する経費の一部を補助するもの。

2 補助金交付の対象

以下の基準を満たし、市長が適当と認めるもの。

- ① 集会所の敷地及び建物について、自治会等が使用権原を有すること。
- ② 集会所の敷地又は建物を借用する場合は、その借用期間が原則として 10 年以上であること。
- ③ 集会所を新築しようとする場合は、自治会等の構成員の数（2 以上の自治会等が共同して新築しようとする場合は、それぞれの構成員の数の合計）がおおむね 1,000 人以上で、かつ、新築しようとする集会所からおおむね 500 メートルの範囲内に集会所がないこと。
また、新築しようとする集会所の延べ床面積がおおむね 70 平方メートル以上であること。
- ④ 集会所の新築等が、申請の日の属する年度の末日までに完了すること。

3 補助金の種別及び補助金額

(1) 規則第4条第1項第1号の規定による補助金（従来型）

- ① 新築：総工事費の 1/2 以内、8,000 千円を上限として交付
- ② 増改築・修繕：総工事費の 1/2 以内、4,000 千円を上限として交付

(2) 規則第4条第1項第2号の規定による補助金（寄附型）

特定の自治会等が行う集会所の新築等を指定して寄付されたもの等（以下「寄付金」という。）を財源とし、補助事業に要する経費について、寄付金の額の 9 割を上限として交付。

4 補助金の交付対象、対象外となる経費

(1) 交付対象経費

- ・ 工事費（仮設費、建築主体工事費、設備工事費）
- ・ 人件費
- ・ 資材等運搬費 等

(2) 交付対象外経費

- ・ 土地購入費、借地料
- ・ 既存建物等解体取壊費、整地費
- ・ 付帯工事費（外堀、植樹、側溝整備、屋外掲示板、銘板、室名札等）
- ・ 隣地対策費
- ・ 各種保険料
- ・ 税金（消費税は交付対象）
- ・ 上下水道加入申込金等の納付金
- ・ 備品購入費（カーテン、机、いす、黒板等）
- ・ 小修繕のみを行うための経費（畳・襖の張替え、壁の塗装等） 等